

【件名】

全日空・日本航空によるデリー発臨時便の運航について：在インド日本国大使館

【ポイント】

●インド航空当局の許可が得られれば、5月13日頃に全日空が、同中旬以降に日本航空が、デリー発羽田行の臨時運航便を計画しています。新たな情報が入りましたらお知らせいたします。

●なお、これまでと同様、臨時運航便という性格のため、ウェブサイトでの予約は行わない予定とのことです。詳細については、運航が確定した際に御案内いたします。

●上記臨時便を御利用いただく方は、御自身でデリー国際空港までの移動手段を確保いただく必要があります。また、当館から移動許可証の取得等を支援する予定ですが、その際に登録いただく必要がある情報についても、運航が確定した際に御案内いたします。

●上記臨時便を利用して日本への帰国を検討される方のうち、ビザが失効している、または出国までにビザが失効する方は、必ず出国までにFRROのウェブサイト上で延長手続き、または出国許可手続きを完了し、必要な許可を取得してから帰国してください。

●日本入国時の検疫及び入国後に14日間の自宅等での待機を要します。自宅等への移動は公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）等）を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前に御家族やお勤めの会社等による送迎、御自身でレンタカーを手配するなどの移動手段を確保してください。

【本文】

1 インド航空当局の許可が得られれば、5月13日頃に全日空が、同中旬以降に日本航空が、デリー発羽田行の臨時運航便を計画しています。新たな情報が入りましたらお知らせいたします。

なお、これまでと同様、臨時運航便という性格のため、ウェブサイトでの予約は行わない予定とのことです。詳細については、運航が確定した際に御案内いたします。

（全日空お問合せ先）

ANA デリー支店予約チーム：delrsvn@ana.co.jp（営業時間<インド時間>：9:00-18:00）

※英語での受付となります。

※臨時便予約以外についてのお問い合わせ先は以下の通りです。

電話：（インド国内）000800-100-9274 ※24時間対応 ※通話無料

（インド国外）+81-3-4332-6868 ※24時間対応 ※有料

ウェブ：お問い合わせ窓口[インドにお住まいの方]URL

<https://www.ana.co.jp/ja/in/site-help/contact/>

(日本航空お問合せ先)

電話：

(日本語) 1800-103-6455, +81-6-7633-4129 (国際電話有料) 営業時間6:30~13:30 [年中無休]

(英語) 1800-102-4135 営業時間6:30~15:30 * [年中無休]

* デリー準州政府からの指示により上記の通りオフィスアワーが変更されているとのことです。

2 上記臨時便を御利用いただく方は、御自身でデリー国際空港までの移動手段を確保いただく必要があります。また、当館から移動許可証の取得等を支援する予定ですが、その際に登録いただく必要がある情報についても、運航が確定した際に御案内いたします。

3 上記臨時便を利用して日本への帰国を検討される方のうち、ビザが失効している、または出国までにビザが失効する方は、必ず出国までにFRROのウェブサイト上で延長手続き、または出国許可手続きを完了し、必要な許可を取得してから帰国してください。

4 4月1日、日本において「水際対策強化に係る新たな措置」が決定されました。また、27日、本件措置の5月末までの延長が決定されました。インドから出国する邦人の皆様に関連する本件措置の主な点は以下のとおりです。

●全ての国及び地域からの入国者に対する検疫強化（日本国籍者も対象）。（5月末日までの間実施。）（1）空港の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認などが求められます。（2）入国の翌日から起算して14日間は、検疫所長の指定する場所（御自宅や御自身で確保された宿泊施設等（※））で不要不急の外出を避け、待機することが要請されます。

※自宅等への移動は公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）等）を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前に御家族やお勤めの会社等による送迎、御自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。家族による送迎の場合、出迎えに来た方は、帰国者と同乗したという理由では自宅待機の必要はありませんが、帰国者が帰国後に陽性が確認された場合には、濃厚接触者になるため、その時点から待機等が必要になります。

●今回の水際対策強化に係る検疫強化措置や査証制限措置の詳細については、以下の厚生労働省、法務省のホームページ等を御確認ください。

○厚生労働省ホームページ水際対策の抜本的強化に関する Q&A（随時更新される予定です）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

(問合せ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化） 日本国内から：0120-565-653 海外から：+81-3-3595-2176（日本語，英語，中国語，韓国語に対応）

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について（法務省ホームページ）

<http://www.moj.go.jp/content/001318288.pdf>

5 今般の新型コロナウイルス拡大に伴うインド政府のロックダウン措置により，邦人の皆様の中で困っていることや悩んでいることがあれば，本メール末尾の当館問合せ先まで御連絡ください。

(各種情報が入手できるサイト)

インド政府広報局ホームページ

<https://pib.gov.in/indexd.aspx>

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(お問合せ先)

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610（代表）

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp